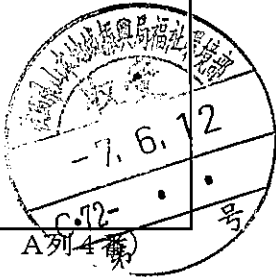


様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2025 年 6 月 12 日	
秋田県知事 鈴木 健太 殿	
提出者	
住 所 秋田県能代市字大森山1番地6	
氏 名 東北発電工業株式会社 能代支社	
理事支社長 岩本 光弘	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0185-54-8290	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東北発電工業株式会社 能代支社
事業場の所在地	秋田県能代市字大森山1番地6
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	D 建設業 — 08 設備工事業
② 事業の規模	8,300百万円(2024年度完工高)
③ 従業員数	126人(2025年4月1日現在)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1のとおり



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙-2のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙-3のとおり	別紙-3のとおり
	排 出 量	別紙-3のとおり t	別紙-3のとおり t
	(これまでに実施した取組) 別紙-3のとおり		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙-3のとおり	別紙-3のとおり
	排 出 量	別紙-3のとおり t	別紙-3のとおり t
	(今後実施する予定の取組) 別紙-3のとおり		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙-3のとおり
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙-3のとおり

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ — 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
—			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
—			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ — 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
—			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			
—			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ — 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙-4のとおり	別紙-4のとおり
	全 処 理 委 託 量	別紙-4のとおり t	別紙-4のとおり t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	別紙-4のとおり t	別紙-4のとおり t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	別紙-4のとおり t	別紙-4のとおり t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	別紙-4のとおり t	別紙-4のとおり t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	別紙-4のとおり t	別紙-4のとおり t
	(これまでに実施した取組) 別紙-4のとおり		

(第5面)

②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙-4のとおり	別紙-4のとおり		
	全 処 理 委 託 量	別紙-4のとおり t	別紙-4のとおり t		
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙-4のとおり t	別紙-4のとおり t		
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙-4のとおり t	別紙-4のとおり t		
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙-4のとおり t	別紙-4のとおり t		
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙-4のとおり t	別紙-4のとおり t		
	(今後実施する予定の取組)				
	別紙-4のとおり				
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度 (2024 年度) 実績】				
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	別紙-4のとおり t			
	(今後実施する予定の取組等)				
	別紙-4のとおり				
※事務処理欄					

(第6面)

備考

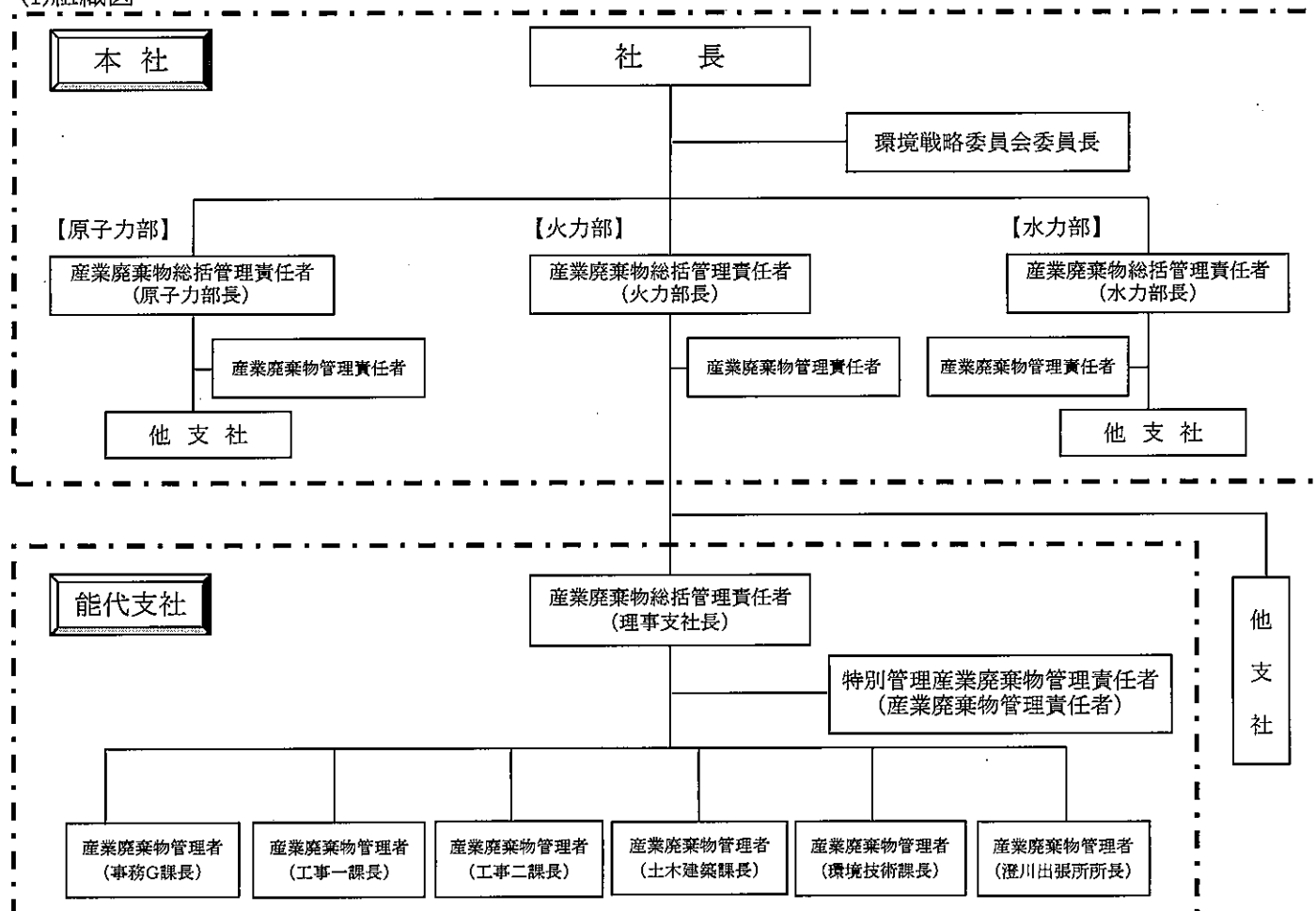
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分にに関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の一連の処理工程

発生源	廃棄物の種類		処理方法	処分方法
火力発電所および地熱発電所機器設備の諸工事	引火性廃油	→	焼却	埋立
	鉍さい(有害)	→	焼却	埋立

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の処理に係る管理体制

(1)組織図



(2)職務分担

役 割	氏 名	職務内容
産業廃棄物 総括管理責任 者	理事支社長	- 産業廃棄物管理の総括管理 - 特別管理産業廃棄物処理責任者の選・解任
特別管理産業 廃棄物管理責 任者(産業廃棄 物管理責任者)	環境技術 課長	- 産業廃棄物適正処理に関する指導・助言 - 産業廃棄物の排出状況と計画のチェック - 産業廃棄物委託先の実地確認の主管箇所とスケジュールの調整 - その他適正処理に係る事項
産業廃棄物 管理者 (各課課長)	- 事務G課長 - 工事一課長 - 工事二課長 - 土木建築課長 - 環境技術課長 - 澄川出張所所長	- 自課産業廃棄物の排出状況の把握 - 自課産業廃棄物の処理計画の立案 - 適正処理の確保(保管状況の確認, 委託業者の選定や適正な委託の実施, マニフェストの交付・保管の管理) - 受渡確認票の確認, 捺印 - 産業廃棄物データの取りまとめ - その他適正処理に係る事項

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現 状	【前年度（2024年度）実績】									
	特別管理産業 廃棄物の種類	引火性 廃油	鉍さい (有害)							
	排出量	44.000 t	13.740 t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t
(これまでに実施した取組) 当事業場より排出される特別管理産業廃棄物は、主として工事発注元である東北電力(株)能代火力発電所における火力発電設備および東北自然エネルギー(株)澄川地熱発電所の地熱発電設備の点検・保守・修繕工事に伴うものである。工事量の増減により排出計画量との差異は生じ、直接的な特別管理産業廃棄物の排出抑制は難しいが、特別管理産業廃棄物の分別強化および再資源化が可能な処理業者へ優先的に処分委託することで資源の有効利用を図っている。										
② 計 画	【目標】									
	特別管理産業 廃棄物の種類	引火性 廃油	鉍さい (有害)							
	排出量	8.800 t	3.000 t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t
(今後実施する予定の取組) 過去5年間の能代火力発電所における火力発電設備および東北自然エネルギー(株)澄川地熱発電の点検・保守・修繕工事に伴う特別管理産業廃棄物発生量を基に、今年度の発生量の計画を立てた。 現状の取組を継続しつつ、更なる廃棄物の分別を徹底し、最大限の再利用・再資源化を実施している中間処理業者へ処分委託して有効利用を図る。										

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現 状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工事により排出された特別管理産業廃棄物は、保管基準に基づき、廃棄物の種類別に決められた保管場所で適正に保管している。 また、特別管理産業廃棄物の保管場所は、産業廃棄物総括管理責任者をはじめ、各管理者による定期的なパトロールを実施し、適正な分別保管がされていることを確認している。
② 計 画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取組を継続しつつ、更なる特別管理産業廃棄物の種類ごとの適正な分別保管強化を図る。

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①
現状

【前年度（2024年度）実績】

特別管理産業 廃棄物の種類	引火性 廃油	鉍さい (有害)								
全処理委託量	44.000 t	13.740 t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t
優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t
認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	44.000 t	13.740 t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t

(これまでに実施した取組)

特別管理産業廃棄物の処理委託契約は、委託基準に従い処理可能な収集・運搬業者および処分業者と、書面による委託契約の締結を行っている。委託契約の見直しは5年を目途に行い、契約内容の一部変更については都度覚書を取り交わし、契約内容に沿った処理委託を実施している。

委託契約先の実地確認は、自治体の条例や要綱により実施しているが、併せて弊社の規程により全委託先（収集・運搬委託先および処分委託先）の2年ごとの実地確認を実施し、適正処理がされていることを確認している。

また、特別管理産業廃棄物の分別強化を行い再資源化が可能な処理業者へ優先的に委託することで資源の有効利用を図っている。

②
計画

【目標】

特別管理産業 廃棄物の種類	引火性 廃油	鉍さい (有害)								
全処理委託量	8.800 t	3.000 t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t
優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t
認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	8.800 t	3.000 t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t

(今後実施する予定の取組)

環境保全と法令遵守の観点から、特別管理産業廃棄物の適正処理に向け、電子マニフェスト（JWNET）を使用しており、電子マニフェスト対応済みの信頼できる処理業者との連携を深め、適正処理の確保を図っている。

また、現状の取組を継続しつつ、委託先の実地確認を計画的に実施し、適正処理がされているか確認し廃棄物の再資源化が図られるよう分別を徹底し、可能な限り再生利用業者・廃熱回収業者に処理を依頼する。

※事務処理欄